

東かがわ市告示第 50 号

東かがわ市三本松コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定したので、東かがわ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 15 年東かがわ市条例第 174 号）第 7 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 28 日

東かがわ市長 上村 一郎

記

1 公の施設の名称

東かがわ市三本松コミュニティセンター

2 指定管理者

東かがわ市三本松 862 番地 2

三本松地区活性化協議会 会長 狩野 直喜

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで